

公共事業再評価調書

整理番号 R4-10

担当部課名	県土整備部 河川砂防課	電話番号	017-734-9670
		E-MAIL	kasensabo@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	<input type="radio"/> 未着工 <input checked="" type="radio"/> 長期継続 (10年) <input type="radio"/> 再評価後 (年) <input type="radio"/> その他 ()
---------	--

1 事業概要

事業種別	地すべり対策事業		事業主体	<input checked="" type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 市町村 <input type="radio"/> その他 ()			
事業名	地すべり対策事業		地区名等	石浜3号区域	市町村名	外ヶ浜町	
事業方法	<input type="radio"/> 国庫補助 <input checked="" type="radio"/> 交付金 <input type="radio"/> 県単独	財源・負担区分	<input checked="" type="radio"/> 国 50% <input checked="" type="radio"/> 県 50% <input type="radio"/> 市町村 % <input type="radio"/> その他 %				
採択年度	平成25年度 (用地着手) 平成27年度 / 工事着手 平成28年度						
終了予定年度	令和7年度 (令和4年3月工期変更 (当初計画時 平成32年度))						
事業目的	・地すべり区域の住民の人命を地すべり災害から守るため、地すべり対策工事を行い民生の安定と国土の保全を図る。						
主な内容	区 分		当初計画時	再評価時	増 減		
	集水井工		4 基	2 基	△ 2 基		
横ボーリング工		1,130 m	2,300 m	1,170 m			
抑止杭工		69 本	91 本	22 本			
・地すべりブロック毎の現地調査及び詳細設計を行った結果、ブロック毎に安全率を満たす事業量の増加となり、また、事業を進める中で新たな想定地すべり面も確認されたことから、追加対策工事として抑止杭工の事業量が増加となっている。 ・これらに伴い、事業費が増加となり事業期間の変更が生じた。							
事業費	○当初計画時総事業費 412 百万円 (単位:百万円)						
		～R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	小 計	R5年度～ 合 計
	計 画	550	160	10	30	① 750	450 1,200
	(うち用地費)	(6)	(4)	(4)	()	② (14)	() (14)
実 績	555	160	10	30	③ 755	445 ⑤ 1,200	
(うち用地費)	(6)	(4)	(4)	()	④ (14)	() ⑥ (14)	

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

A ・ (B) ・ C

事業の進捗状況			計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
	事業費割合 (うち用地費)		62.9% [③/⑤] (100%) [④/⑥]	100.7% [③/①] (100%) [④/②]
	主要工種 毎割合 (事業費)	集水井工 (40百万円)	58.3%	100%
		横ボーリング工 (83百万円)	72%	101.1%
抑止杭工 (591百万円)		57.5%	100.4%	
説 明	・地すべりブロック毎に対策施設の効果判定を行いながら工事を実施していること、また、現地詳細設計の結果、追加対策工事が必要となり事業量が増加となった工種もあり事業期間の延長を計画したが、順調に事業は進捗しており年次計画のとおり令和7年度に事業を完了できる。			
問題点・ 解決見込み	・順次対策工事を進めることができる状況にあり、用地問題など事業を進めるにあたっての阻害要因は無く、順調に事業の進歩を図ることができる。			
事業効果 発現状況	・施設が完成した区域では、ただちに地すべり防止効果が発現するため、当該事業における事業効果発現は大きい。			

(2) 社会経済情勢の変化

(A)・B・C

社会的評価	全国・本県における評価	【全国の評価】 ・わが国の地質は脆弱であることに加え、毎年融雪や梅雨前線・秋雨前線等に伴う豪雨により各地で地すべり災害が発生している実態から、対策工事の促進は必要である。	【県内の評価】 ・青森県の地すべり対策の整備率は令和2年度末で約28%と未だ低い水準にあることから、今後も災害防止のため地すべり対策事業を推進していく必要がある。
	当地区における評価	・当該地区の保全対象には人家10戸を含んでおり、顕著な土塊の押し出しや斜面崩壊など、地すべりの前兆現象が度々発生しており、大規模な地すべり災害が発生した場合、被害が及ぶ地域が広域にわたるため、対策工事のに対する外ヶ浜町及び地域住民の事業推進の要望は強い。	
必要性	・地すべり防止区域は、地すべり防止法第3条において主務大臣が指定し、第7条、第9条において、公共の利害に密接な関連を有するものを都道府県が管理、対策工事を実施することとなっている。 ・当該区域は地すべり危険箇所であり、土砂災害警戒区域にも指定されている。また、地すべり防止区域にも指定されており、上位計画である「青森県地域防災計画」に掲載されている重要な区域である。 ・当該区域の保全対象として人家10戸のほか、コミュニティーセンター、避難路である国道280号など重要な施設があり事業の必要性は高い。		(a) b
適時性	・顕著な土塊の押し出しや斜面崩壊などの地すべりの前兆現象が度々発生しており、大規模な地すべり災害が発生した場合、被害が及ぶ地域が広域にわたるため、対策工事の早期概成が望まれている。		(a) b
地元の推進体制等	・外ヶ浜町及び地域住民から、本事業の趣旨や目的を十分理解を得られており、事業は円滑に進んでいる。		(a) b
効率性	-		

(3) 費用対効果分析の要因変化

(A)・B・C

区分	主な項目	当初計画時(H24)	再評価時(R4)	増減
費用項目 (C)	(1) 地すべり対策事業費	353 百万円	1,240 百万円	887 百万円
	(2)	百万円	百万円	0 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	353 百万円	1,240 百万円	887 百万円
便益項目 (B)	(1) 人的被害	80 百万円	944 百万円	864 百万円
	(2) 人家	408 百万円	71 百万円	△ 337 百万円
	(3) 道路	78 百万円	25 百万円	△ 53 百万円
	(4) 公益施設	217 百万円	154 百万円	△ 63 百万円
	(5) 交通途絶	- 百万円	1,680 百万円	1,680 百万円
	総便益	783 百万円	2,874 百万円	2,091 百万円
B / C		2.22	2.32	
費用対効果分析 (B/C)	【費用対効果分析手法】 (分析手法、根拠マニュアル等) (当初) 地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル (案) 平成12年12月_建設省河川局砂防部 (再評価時) 地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル (案) 令和3年1月_国土交通省水管理・国土保全局砂防部			(a) b
計画時との比較	【計画時との比較における要因変化】 費用は、主に事業量の変更により増加している。 便益については、費用便益マニュアルの改訂による間接被害額 (精神的損害) の追加により増加しているものであり、費用も増加したが、費用便益比については微増となっている。			(a) b

(4) コスト削減・代替案の検討状況

(A)・B・C

コスト削減	【コスト削減の検討状況】 ・極力残土が発生しない工法を採用している。 ・地すべり対策工法の検討については、地形・地質・地下水位等を勘案して安全性・効率性のほか経済性についても優れた工法を採用している。	(a) b
代替案	【代替案の検討状況】 ・地すべり観測の状況・表流水の状況・崩壊状況等を考慮しながら、各ブロック毎に工法の比較を行い、集水井工や横ボーリング工などを比較し最適な工法を採用している。	(a) b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点

A・B・C

住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 ・工事説明会や用地交渉時の聞き取りにより、ニーズを把握している。	【住民ニーズ・意見】 ・対策工事の一層の推進について要望がある。	(a) b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 ● 配慮している ○ 配慮していない (2)区 分 ● 農林地等の緑地や植生の改変 ● 地形や地盤の改変 ● 水系や水辺の改変 ○ 海域の改変 ○ 建設機械の稼働 ● 土砂等の搬出・搬入 ○ 廃棄物処理等 ○ 道路(車歩道), 雨水排水路の設置 ○ 基礎や地下建造物の建設 ○ 低層建築物の建設 ○ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 ○ 高架構造物の建設 ○ 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容 自然斜面の改変量の低減に努めるとともに、表土の流出防止等の土砂災害防止について十分に配慮する。 自然環境及び既存木をできるだけ残した良好な景観の保全に十分配慮する。		(a) b
地域の立地特性	(地域指定) 特別豪雪地帯 (災害の記録) 当該地すべりブロックの近隣ブロックで、昭和52年から平成2年にかけて斜面崩壊や地すべりによる被害発生。 (危険箇所情報) 土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域に指定されている。		

3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	● 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止
評価理由	事業の進捗状況の項目が「B」評価であるものの、保全対象を考慮すると重要度が高く、地すべり対策事業を継続する必要がある。
備考	

4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	○ 対応方針(案)どおり ○ 対応方針(案)を修正すべき
委員会評価	○ 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)